

第六章 近世身分制の解体と戸籍法

はじめに

本章は、明治四年四月太政官により布告された戸籍法の内容と施行実態を具体的に分析し、近世身分制解体過程における戸籍法の歴史的意義を明らかにすることを目的とする。

戸籍法は、これまで民法史のほか、地方制度、「家」制度、賤民制などさまざまな視角から分析されてきた。とくに、近世身分制との関係では、同法を身分制を否定し近代化諸改革の出発点とする評価が通説とされてきた。とくに、

一方、一九八〇年代以降の近世身分制研究の進展により、統治身分たる武士だけでなく、町人や百姓をはじめとする諸身分は職業を基礎とし集団的性格をもっていること、また統治がそれらの身分集団に依拠して行われることが明らかにされてきた。しかし、維新史研究の側では、近世身分制に関する研究成果が必ずしも十分に意識されてきたとはいえず、戸籍法による身分制否定という通説についても、身分制研究をふまえてその実態が見直されることは少なかった。

このような研究状況において、「族籍」と「職業」の関係に着目して維新期の諸政策を分析した奥村弘氏の研究は、身分制解体過程として移行期を捉えるという視点を示しており示唆に富む。ただし、氏は、四年四月戸籍法は「族籍と職

業の分離を原理的に認めない」ものにとどまり、廃藩置県を経た翌五年一月修正戸籍法によって、「族籍」と「職業」の分離を前提とする体制に移行したと評価するが、この点は異論の余地もあろう。本章では、右の点をふまえた次の三つを課題として設定し冒頭の課題を明らかにしたい。

第一に、戸籍法による新たな行政区(戸籍区)および区戸長のもとでの最初の戸籍行政である明治四年四月～七月寄留人調査の実態を分析し、戸籍法において身分の集団的性格がどのように処理され、その結果いかなる矛盾が生み出されたのかを明らかにする。戸籍法全三三三則のうち一〇則(第一二～一九則および第二四、二五則)は、寄留人調査と鑑札制度についての規定であり、区戸長は、五年二月の本格的戸籍編成のまえに、新設の戸籍区において寄留人調査に取り組みべきことが定められている。寄留人調査は、調査対象が限定されてはいるが、新設戸籍区と区戸長の最初の実践としてみるべきであろう。しかし、これまでその内実やその施行実態が具体的に検討されることはなかった。寄留人調査は三府と開港場という都市域においてのみ実施されるが、都市は多様な身分と職分の共存する地域であり、身分制解体過程を具体的な身分集団に即してみても、課題にふさわしい地域である。本章では、右のうち、東京にしほつてみていきたい(第1節)。

第二に、第一の課題から明らかになった矛盾の具体的な現れを、周縁諸身分においても確認したい。具体的には、近世において固有の厳格な身分組織を形成し、身分内法をもつ盲人集団の事例を取り上げる(第2節)。

第三に、戸籍法の孕む矛盾を、制定・実施主体である民部省がどのように理解し対処したかを検討する。それにより、戸籍法が近世身分制解体をどこまで射程に入れた法であったのかを確認し、身分制解体過程における戸籍法の歴史的意義を明らかにしたい(第3節)。

表6・1 明治4年6月の戸籍区設定(「区戸長何受取留」より作成)

戸籍区	朱引内武士地		朱引内町地	朱引外町地・年貢地	朱引外武士地
	郭内	郭外	38小区	6大区25小区*2	
戸籍編成を行う役所	郭内6区(町地を含まず)*1		武士地は独自の区名を作らず町地の38区名に統合	・大区出張所(各小区には戸籍編成のための役所を設定しない)	
担当者	・仮区长および仮副区长(触頭より選任)*3		・各区町用扱所または仮調所(最寄寺院など)	・官員を大区出張所に派遣、中添年寄を仮戸長副とし、大区出張所に出動する(士族区长はおかない)	

注 *1: 6月初旬の改正掛西沢権典事の見込みでは、郭内を7区(①西丸下・大名小路・神田橋内、②桜田御門外、③山王麴町辺、④⑤番町を二分割、⑥小川町、⑦一ツ橋通)に分けるとあるが、最終的には郭内6区とされた。
 *2: 改正掛の見込みで最初5大区に分割する案が出されたが、6月9日には6大区と確定されている。
 *3: 郭内のうち「町地孕候場所」(麴町・飯田町)は、士族区长のもとで中添年寄を「町地之伍長」として用いる。また4年11月の6大区制定までの区戸長の正式名称(布達の宛名)は、「仮区长」「仮副区长」「中添年寄」であり、「仮戸長」「仮副戸長」は使われていない
 *4: 戸籍法第4則にみえる支配所は、表中の仮調所・大区出張所などを指す。

が採られていた。これに対して、戸籍法では、「各地方土地ノ便宜ニ随ヒ予メ区画ヲ定メ、毎区戸長並ニ副ヲ置」(第一則)くと定められており、四年六月、東京府は、五〇番組中、荒廢部分一二区を中心とする地域を朱引外とし、それ以外の朱引内の町地・武士地をあわせて四四区(町地三八区、郭内武士地六区)、朱引外を地方六区とする区制を施行した(表6・1)。

区戸長の設置

では、戸籍編成業務に携わる区戸長の設置はどのように行われたのだろうか。区戸長の選定およびその機能を、朱引内、朱引外に分けてみてみよう。史料1は、六月九日に戸籍掛蜂屋新五郎らが起案し裁可をうけた「寄留人調ノ手順」一八カ条のうちの七カ条である。便宜上各条に○数字番号を付した。○数字のあとの『○』は区戸長に申し渡す条項、『○』のない箇条は府庁内部の確認事項である。史料中の脇注は裁可した北嶋大参事、西岡少参事によると考えられる。『』は朱筆を示す。

〔史料1〕

北嶋 西岡

大伴 蜂屋 野副 都筑

寄留人調ノ手順 『○印之廉ハ書取を以区长并中年寄江相達申度候』
 一、新規朱引内八之内一人
 一、三十 四区中添年寄を宛明十日呼出、今般仮二取設候絵図面ヲ相渡、御趣意を懇ニ説得致、寄留人取調方為致候事

候事

但調所江呼出候而も其時都合次第大区出張所江戸籍懸正権大属之中出向、同様説得取調方為致候事
 一、洛外六大区出張所江日々相詰候官員之儀ハ、人撰跡方可申上候
 一、士族戸長人撰出来之節は、是又調所江呼出同様説得を加、中添年寄と同心協力取調方為致候事
 一、取調方之儀、士族卜町役人ト合体不致候而は成功不致候二付、従前之町用扱所江士族戸長も詰切取調可申、若手狭二候ハ、最寄寺院を仮調所ト致候テモ不苦候事

一、諸官省并府藩県ヨリ今般取調差出候寄留人名帳、其区々江下ケ渡、尚一戸毎二検査為致可申事
 一、但貫属并社寺触頭等方取調差出候人名帳ノ儀モ同断

一、区内二住居罷在候者ハ官員・華族・士族・卒・社寺・平民・穢多・非人等二至迄一般無遺漏取調可申事
 但穢多・非人之儀ハ彈直樹方ニ而取調、其扱所江差出候様可相達候

分課
 士族戸長取扱ノ分 官員・華族・士族卒
 中添年寄取扱ノ分 社寺・平民・穢多・非人等

一、凡右之手順ニテ寄留人取調総区出来致候上ハ、兼テ制造備有之候鑑札江夫々名住所書記シ、右鑑札写扣帳ヲ仕立右を各区江下ケ渡、第一ノ区ヨリ順々日割を以渡方執計可申、尤右鑑札相渡候節ハ广大之場所ニ無之候テハ差支候間、其区中藩邸又ハ寺院等ヲ借受、役々出張、一人別ニ引合鑑札相渡、右等扣帳江印形取置候事

但諸藩士族等之儀ハ其藩大少属之内呼出、一纏ニ相渡、別ニ受取証書取置候事

右之条々相伺申候也

辛未六月九日

史料1の内容をみるまゝに、史料中の「士族区長」(④、⑥条)と「士族戸長」(③条)の二つの職名についてふれておく。④・⑥条のほか引用しなかつた箇条においても「士族戸長」はすべて「士族区長」に修正されており、③条の「士族戸長」人撰出来之節(傍点：引用者は修正漏れだと思われ、以下、③条も「士族区長」としてみていく)。

朱引内 さて、史料1①条によれば、旧大名小路など東京城の周辺部(Ⅱ郭内)を除く三八小区の戸籍担当者(戸長)には、中添年寄が引き続き任命されたことがわかる。一方、中元幸二氏によれば、武士地がほとんど存在しない旧草創地の一三・一四小区(本町、本石町、駿河町、室町など)のような地域を含め、朱引内四四区すべてにおいて、触頭層から士族区長が任命されたことも明らかになっている。史料1は調査手順の指示文書なので、士族区長設置の範囲などは書かれておらず、また六月九日時点では士族区長の人選も完了してはいないことがわかるが、③条で、同一の小区に士族区長と中添年寄が協力して作業するとされているように、すべての区での士族区長設置が前提とされているのは明らかである。明治四年の戸籍区および区戸長設置について、これまでは、漠然と土地の身分的な区分に従い、武士地に士族区長、町地に旧来の中添年寄が戸長としておかれたと理解されてきたが、一見武士地と町地が地域ごとに明確に分離していると思われる朱引内においても、町地に中添年寄、武士地に士族という分離方式ではなく、同一の区に身分的に二重に区戸長がおかれたことを確認しておきたい(二重の区戸長制)。

朱引外 朱引外郷村地域は、六大区をそれぞれ四〇五区に分け全部で二五小区とし、各大区に出張所(各大区戸籍調所)というところがあるがおかれたが、士族区長は設置せずに六大区出張所に戸籍掛が出向し、中添年寄(各小区戸長)を「説得」し調査させることになった(史料1①・②条)。すなわち、朱引内との違いは、士族区長のかわりに、府官員が直接戸籍業務を担当するところにあった。また、府が諸官省・藩県・台学院使の各機関宛に宛てた伝達文には、「従前之中添年寄を以仮りに戸長副長相立、出張所掛之官員一同区内住居之人員戸数等為取扱候二付、時宜ニ寄諸官省諸藩県之官員華族之向方士族卒社寺其外ニ至ル迄、地面人数戸数職業之四ツニ関係有之事件ハ、其官省触頭等之手数を不待、区内出張所方直ニ其銘々に問合可致候」とあり、触頭のような身分組織および官省組織によらない寄留人調査が想定されている。

このような朱引外の体制は、一見、朱引内のごとき二重の区戸長制が解消された「戸籍事務を身分の別なく取り扱う体制」のごとくみえる。しかし、朱引外の戸長設置によって、身分別調査が否定されたわけではなかった。区割作業の中心にあった郷村掛兼邸宅掛西沢権典事が六月に提出した見込み案には、「郷村六区之儀は式拾五区ニ相分チ、每区中年寄を以区長と立可申候得共、是又従前武家地進退不仕もの二付、其区内扱所おて取調候而は勢ひ不被行候二付、則大区出張所江中年寄出動いたし、同所ニ於て每区之事件分課致候ハ、甚都合宜敷哉ニ奉存候、因テ每区出張所江戸籍掛宍人宛出張有之万端差図相成候ハ、別段士族を以戸長相立候ニハ及び不申、至極簡便之処置ニ可有之奉存候」と述べられている。この見解は、朱引外では、士族区長を任命するまでもなく、士族にかかわる業務を府から派遣された戸籍掛が担当すればよいという見通しによるものである。すなわち、中添年寄と戸籍掛による実質的な身分別「分課」が予定されているのであり、新たに士族区長を採用することはせずに戸籍掛に代替させる「簡便之処置」がとられたにすぎない。この点で、朱引外においても、戸籍行政組織の身分的性格を見出すことができ、朱引外の体制は、「市籍」―中添年寄、「華・士・卒籍」―戸籍掛という簡略化した二重区戸長制といえよう(表6・1参照)。

以上、寄留人調査に際して、町地、武士地の区分に制約されない新たな戸籍区が制定されたが、同一区に二重に区戸長がおかれたこと、すなわち、すべての空間で身分別に調査が実施される体制が作られたことをみてきた。これは、戸籍法が身分制自体の解体は前提としていないことを意味している。右の理解を補強するために、次項では、戸籍編成される側(集団)に視点をおいて、身分別の寄留人調査の実態をみてみたい。

(3) 寄留人調査と身分集団

まず、朱引内についてみておこう。史料1⑥条には、寄留人調査は区内の居住者すべてを対象とすることが明記されているが、その担当については、

士族区長取扱ノ分……官員・華族・士族・卒
中添年寄取扱ノ分……社寺・平民・穢多・非人等

という分課が定められている。「士族区長取扱」とあるので、朱引内の分課であることはわかるが、この分課は諸身分の、集団としての機能を前提としていたのだろうか。具体例として、卒とエタ・非人の場合をみておきたい。

東京では、諸藩士・官員を除く旧武士身分の者は、明治二年一月に定められた士族・卒制により、それぞれ六〇一〇〇名ほどの組に編成されて触頭がこれを統括する触頭―触下組織が形成されていた(本書第四章第1節)。このうち、旧幕府の代官手附で維新後朝臣化し触頭辻彦三郎組の卒となった本多元治が自身で記録した「身分留」から、卒の寄留人調査がどのように行われたかをみておこう。同史料によれば、六月五日、戸籍調所から触頭中に寄留人届出が指示され、七日付で本多の属する触頭辻彦三郎組触下に廻達された。本多は九日に辻からの廻達を受け取り、雇っている下女一名を届け出ている。その後も、六月十七日、七月二日の二度にわたり寄留人調査徹底の指示が廻達されたが、指示、届出はすべて、「東京府戸籍調所↓触頭↓触下」という他の行政と同じルートで実施されていることが確認できる。

一方、エタ・非人の寄留人調査も、次の史料が示すように府内に散在する寄留中のエタ・非人を弾直樹の指示によって、寄留地の隣接町に提出する形式で行われた。

〔史料2〕

奉差上御請書之事

一、東京御府御管轄所ニ住居罷在候弾直樹支配下之者共方、他御管内之穢多非人寄居罷在候ハ、人別取調其区内町用扱所江早々可差出様被仰渡、承知奉畏候、以上

未六月十五日

代 早川松次郎 印

弾直樹

弾直樹が達した右の指示は、各小頭を通じて手下に伝わり、実際の届が行われたと考えられよう。エタ・非人の寄留人の把握も、弾直樹配下の身分組織の機能を前提とし、これに依拠して行われていることが読みとれる。寄留人調査では、官員・藩士・華族・士族・卒・寺社はそれぞれの触頭、平民は町年寄、エタ・非人は弾直樹を通じて寄留人調査の指示を受け、それらの組織ルートを通じて府に集約されていたのである。

しかし、このような身分集団への依拠は、集団と行政空間の不一致、すなわち身分と属地主義という異なる集団編成原理の相剋という矛盾を孕んでいた。たとえば、右でみた本多元治の所属する辻彦三郎組(触頭―触下集団)の居住分布は、朱引内の本所・深川地域を中心としているものの、一部は大川(隅田川)を越えた東京中心部の住吉町や朱引外にも分布し、また同一区内でも町人地武士地の両方に散在していたことが判明している(本書第四章第2節)。このような卒身分における調査結果は、触頭を経て東京府戸籍調所に提出されるが、戸籍調所および区戸長レベルでは、この調査結果を区ごとに振り分け地番順に並べ替える作業、すなわち身分の同一性に基づく集合を空間上に振り分け再配置する作業が必要となる。この作業が非常に煩雑なものであることは想像にかたくない。

同様の問題は、朱引外ではさらに顕著に表出していた。前述のように、六大区二五小区に編成された朱引外戸籍区には士族区長・副が設置されず、各小区ごとに中添年寄から選ばれた仮戸長・仮副戸長だけがおかれ、大区出張所に府官吏が出向する、簡略化した二重区戸長制が布かれていた。しかし、このような官員―中添年寄体制は運用が困難であり、寄留人調査はたちまち頓挫することとなった。

次の史料は、朱引外六大区の行政担当組織である府郷村掛が、現状について七月五日に評議した報告である。

〔史料3〕

七月五日評議

朱引外六大区中寄留人取調之義、町方は追々出来候得共、武家之分は、戸籍掛方書類相廻り候上検査いたし候訳兼而談判済之処、今以書類一向ニ相廻り不申、夫故調方之手順も運兼、如斯ニ而は、何ツ迄と申期限も不相見、且諸藩書出し候分大体府下諸方之寄留人一帳ニ認有之候間、毎区括取或は写取候様相成、書出し候儘ニ而ハ難取用、触頭分連も同様之義ニ相見、然ルニ朱引外は貫属之類甚多分ニ而、素方一朝一夕之取調ニ而は不相済、且又市井と違ひ別段ニ区長副長等差加候義も無之候得は、調方急々ニは行届不申次第も候処、悉ク書類相廻り候上検査取計候様ニ而は、数月遷延いたし候は顯然ニ有之、右様相成候而は寄留又旅行等差支相成候は申迄も無之、元来本籍之調不致候而は、寄留之調精密ニは相成不申義ニ付、今度鑑札渡し之相済次第、本籍之調ニ取掛申度、左候得は漏脱之分又は相違等有之候者自ら相分り候義之所、寄留取調相済不申候得は、肝要之本籍取調ニ手付候事も不相成、先以空しく日月を送り候次第不都合ニ有之、其上市井朱引内ニ而は区長軒別ニ相廻り寄留人取調候趣ニ付、朱引外之儀も今日方仮戸長等区内相廻り、既ニ書面相廻り候分は一応検査ニ及、其他は寄留人之有無一々問合、未夕書出不申者へハ趣意申聞、書面雛形等指図いたし出張所へ為差出、一小区成共武家・社寺・町人一同取調相済次第、総人数高を以戸籍掛江打合、同掛方も壹兩人出張之上、鑑札渡し方取計有之候様いたし度候事

ここでは、朱引外のうち、町方はともかく、士族・卒の寄留人調査がまったく進行していない理由について、身分組織を用いず戸籍掛から区内士族卒らに直接指示伝達する手段がなく、作成された提出帳簿も、散在する寄留人を一帳にまとめたものであり、「毎区括取」すなわち帳簿を解体して区ごとに分けるか区ごとに写し取る以外に、情報を戸籍区単位に分けることができないこと、の二点をあげている。そのうえで、寄留人調査を進めるには、朱引内同様、仮戸長(中添年寄)らに各戸訪問させ、官員も増員することが必要だという結論に達している。

右の史料は、身分組織を経由しなければ人民一般に指示伝達を行うこともできない状態をよく物語っており、身分と属地主義という異なる集団編成原理の矛盾の具体的な現れとみることができよう。前項でみたように、「其官省触頭等之手数」を待たずに直接戸籍調所に届け出させることで戸籍行政からの触頭排除を試みても、その旨を伝達する手段すら確保できないのである。

また、史料3は、朱引外各大区出張所に派遣された郷村掛の評議であり、ここでは郷村掛だけでなく戸籍掛の出張が強く要請されている。しかし、戸籍掛は、四月以来増員を重ねているにもかかわらず、「則今当懸之繁忙実ニ不一形、殊ニ何れモ不馴之者ニ而、未夕戸籍法等も熟知不致、一人立御用取扱候儀無覚束、右様之輩罷出候テモ其詮無之候間、先当分之内当懸出張之儀は見合」せざるをえないといったありさまで、混乱をより深刻化させていた。¹³

しかし、このような矛盾は、東京府に一つの飛躍をもたらした。

〔史料4〕¹⁴

一、当府貫属士族卒触頭之儀、旧幕府小普請支配之振合にて百人以上^(破損)ヲ分チ法度制令之布告ヲ取計^(同)、訴願伺届等ノ取次致候儀ニテ、格別要務繁多之儀にハ無之処、即今触頭人員七十余名ニ及、御多端之折柄禄秩之費用も不少、且又旧習モ存し上下疎隔之弊も相見へ改革之見込ニ候処、今般被仰出候戸籍編制之法ニ寄、士族・卒ニ至迄、土地・人員・戸数之三ツに關係之事件ハ、凡テ区長ニ於テ取扱候儀ニ付、一ツノ人民ニ二ツノ触頭出来候姿

に相成甚以不都合ニ有之、其上世間人事多クハ右三様ニ属し、其他は全ク士卒身分上之事、或ハ御布告通達之類ニ而、是等ハ貫属掛取扱相当之儀ニ有之、然ル上ハ触頭之一課全ク無用に属スニ付、此^同断然相廃止申度奉存候伺の一節である。府は、ここに至って初めて、民部省に対して士族・卒触頭廃止を主張し、同様の理由から社寺触頭の廃止にも言及している。¹⁵「一ツノ人民ニ二ツノ触頭出来候姿」という文言には、戸籍法が争む、身分集団への依存と属地主義の矛盾が表されていると同時に、戸籍法制定段階では明確に意識されていなかった矛盾が、実践を通して自覚化されたことを示しているよう。

こうして、七月二二日、寄留人調査とそれに基づく鑑札下付は中止された。『法令全書』太政官第三六五。中止の要因は、単に鑑札や寄留調査の手續きの煩雑さによるものではなく、「身分の別なく取り扱う体制」の樹立が容易に行われるものではないこと、すなわち身分と属地主義という、二つの集団編成原理の矛盾が顕在化した結果であった。

本節では戸籍法の実践としての寄留人調査について、主に支配身分(士族卒)の場合を中心にその実態を明らかにし、同法に含まれる矛盾が顕在化する過程を追ってきた。このような過程は、周縁的諸身分の場合にもみられるのだろうか。次節では、明治四年七月までの時期に絞ってこの点を検討したい。

2 身分的周縁と戸籍法

本節では、盲人集団と盲官(盲人の構成する当道座組織)に対する府と民部省の対応を素材として、明治初年において旧来の多様な周縁的諸身分がどのように位置づけられていたのかを検討したい。

(1) 身分的周縁における身分と職分の分離——戸籍法以前

周縁的諸身分と戸籍法の関係を検討する前提として、維新後戸籍法が制定されるまでの、東京における当道座盲人の身分と職分のあり方を概観しておこう。

明治二年五月一七日、武士地処理政策の一環として、武家屋敷地の取扱いを示す達(第五章史料1)が出され、武士地に居住する武士身分以外の者は、町人別の者とそれ以外の周縁的諸身分に分け、後者をすべて「往来町人別」¹⁶に加えることが定められた。この達で人別の扱いが定められたのは戸籍編成のためではなかったが、新たに町人別とされた武士地居住の検校・勾当、御用達町人、角力取らは、「諸事最寄町方支配」を請け、近接町の支配下に組み込まれることとなった。¹⁷これが当道座支配頭の惣録山本検校に達せられると、同検校は、町の支配下に入ることを拒んで数度にわたり府に歎願を行った。史料5は、明治二年八月付の同人の嘆願書の一節である。

〔史料5〕¹⁸

(前略)右様最寄年寄之支配受候様相成候而は、素より盲人之儀難渋仕候趣を以夫々嘆願致し呉候様申出、就而は奉願候も恐入候得共、支配之もの共拜借地願ニ不相拘、以来之儀も御手数奉掛候而は、对上江惣録ニおゐて奉恐入候儀ニ御座候間、向後武家上地之内拜借地罷在候支配盲人共人別并地受人ハ不申及、御地代上納之儀惣録江取立無遅滞上納仕、可成丈御手数不奉掛様仕度奉存候間、何卒以御憐愍願之通被仰付被下置度(後略)

史料5で、惣録山本検校は、武士地に住む当道座盲人の「人別」や「地代上納」を町の手を煩わせずに惣録側で行うことを要求している。すなわち、検校・勾当を町人とは異なる独自の身分とし、盲人集団への町の関与を排し、近世以来の盲人集団の自律性の確保と惣録の統率権の保持をねらうものといえよう。これに対し、一〇月三日、府は、人別把握については、検校・勾当らを町の管轄下におく当初の方針を確認し、上地拜借願や借地に関しても町の進退を指示し

たが、盲人組織側にも、「惣録奥印」という形での関与を許した。また、明治三年六月、新たに惣録に就任した多喜川
検校に対して、身分内法を前提とする皆座触の発給をはじめ、当道座盲人支配を「例之通」に行うことを許可しており
府の方針は、当道座自体の存続と機能は認めつつ、身分については盲人を「市籍」に編入して町の管轄下におくものだっ
たといえよう。すなわち、明治四年戸籍法以前の当道座盲人に対する東京府の姿勢は、身分と職分の分離を前提として
身分については「市籍」に統合し属地的支配（進退）を進める一方、職分に基づく自律的な結集自体は容認するとい
うものであった。同時期の乞胸や神事舞太夫とその配下梓神子・舞夫についても同様の身分政策が採られている。¹⁹

戸籍法制定直後の四月八日、太政官は東京府に対して、「府管下惣録・検校・勾当・警・角力取・売卜者・香具辻業
売・戯場・音曲之芸人・穢多・番非人等、各首長有テ其職分ヲ管スル者、農籍商籍或ハ彈直樹支配籍ノ區別巨細取調、
早々可差出事」との沙汰書を出している。²¹これによれば、政府は、華・士族・卒を除く被支配諸身分を「農籍」「商籍」
「彈直樹支配籍」の三つに区分し、右の諸身分集団をいずれかに分類することを求めている。「商籍」「農籍」は市・在
の區別に対応した身分呼称であり、「商籍」を「市籍」ということもある、平民とみることができよう。この段階での政策
基調は、盲人に対する府の政策と同じく、職分を基礎として一定の身分的結集を遂げていた諸集団について、身分と職
分を分離可能なものとみて、その実態にかかわらず平民（市籍）と賤民（彈直樹支配籍）に区分する身分制再編である。
これは、職分に基づく結集と役の存在を梃子として集団の社会的認知を求めるといふ旧幕期の身分形成の論理を否定し、
周縁的諸身分を含む「市籍」と、彈直樹配下の賤民身分とをいっそう明確に区別するものでもあった。

(2) 東京府の盲人身分に対する政策

では、明治四年四月戸籍法は、右のような身分政策にどのような影響を与えていくのだろうか。以下、加藤康昭氏の
明治維新时期における盲人仲間研究に学びながらみていきたい。²²

府の調査結果によれば、当時惣録は「当時取調中ニ有之候」、検校・勾当・警は、「市籍。此職惣録検校ニ而管之」と
されており、この段階では、惣録以外の盲人は身分上「市籍」に編入され、職分については惣録の統括のもとに集団編
成が行われていた。しかし、盲人の実態を詳細に調査した東京府は弁官に宛てて、四月二十七日、五月七日の二度にわた
り、盲官廃止を強く要請した。²³これに対して、担当部局である民部省が盲官廃止には同意しなかったため、猛反発した
東京府が、六月、改めて事情を詳細に上申し再度弁官の指令を乞うた。次の史料は、その伺であり（市井掛、改正調掛が
起案）、盲官廃止の理由が包括的に述べられている。ここから、戸籍法を機に府の盲官に対する施策がどのように変化
したかをみてみよう。史料中の（ ）の数字は筆者による。

〔史料6〕²⁴

（前略）抑盲官ハ有害テ無益、其訳如何トナレハ、惣録所式千六百八拾貳坪、旧政府より受領地相成居、今日寺院上
地云々御布告之処置ニ難及、其害一也、検校・勾当始、丈或は一等之名目ニ至迄渾テ盲人ノ膏血ヲ絞り納金為致、
以其員数ノ多少等級ヲ定メ、其金ヲ官金ト唱へ、權威ケ間敷高利ヲ以テ貸附いたし、動レハ是カためニハ公事訴訟
起り不都合不少儀ハ、先般申上置候通其害二也、偶遠近在所より鍼治等ヲ以テ活計セント欲シ、都下人口多キヲ目
的ニ出府候トモ、惣録配下ニ無之ものハ徘徊シテ療治スルヲ不許、是ヲ以テ数百之盲人大ニ失望、其害三也、縦令配
下之ものタリトモ同僚宅之外懇意身寄之宅ニ滞留シテ外向療治スルヲ不許、是ヲ以テ無謂規則ニ束縛セラレ困迷ス、
其害四也、検校勾当ハ貸付金之利潤ヲ以可也富候も、平盲人之窮迫ヲ傍觀シテ不加憐恤、只一身之富ヲ擅にスル、
其害五也、惣録ナルもの士民外一種ニシテ、今日迄無籍ニ有之、是亦戸籍法御布告ニ触レ候、其害六也、其他甚シ
キニ至テハ、北海道開拓使ニ掛り不都合之事も有之、或ハ御布告面等ニ依り私ニ不可謂之規則ヲ立、平盲人困脚い
たし候趣も相聞候得共、素より廢疾もの之所為ニ候得は、一々察当ニも不及、是等は官職被廢候上ハ不制シテ自ら
止候事ニ付、為不聞テ姑舎之申候如、此官盲平盲利害比較いたし候得は、十人之官盲富で数百人平盲之困苦其相距

幾許哉ト奉存候、且取締・入籍等之事ニ至テハ、今般戸籍法相立候事故、各地方官ニテ夫レノ行届可申候ニ付、被廢候トモ別に窮迫いたし候儀も有之間敷見込ニ御座候得共、猶於御官御懸合之筋も御座候ハ、此上ハ如何とも難申上奉存候間、何分之御沙汰相待申候也

ここで、府は、盲官制度の弊害を六項目にわたって提示したのち、さらに三点にわたって補足説明を加えている。これらの論点を、次のA～Dの四点にまとめ(数字は該当する史料中の箇所を示す)、その内容を確認したうえで、戸籍法による東京府の身分政策の変化を検討したい。

A 惣録の身分が曖昧であるための弊害……(1)、(6)

B 盲官―平盲人の貧富格差と官金問題……(2)、(5)、(8)

C 惣録による鍼療治営業の「場」の統括と独占……(3)、(4)

D 府藩県による統治領域と身分集団の所有する「場」の齟齬……(7)、(9)

A、Bは、盲人集団の内部構造にかかわる問題である。Aは、検校・勾当らの「市籍」編入が定められているにもかかわらず、惣録のみが「市籍」「土籍」のどちらにも属さず、受領地処理も行われていない点を指摘しており、Bは、富裕な盲官(検校・勾当ら)と当道組織に属さない大多数の平盲人の格差、および盲官による官金貸付から生じる公事訴訟の多発など、座自体が抱える問題を外部から指摘するものである。

一方、Cは、盲人の「場」の所有をめぐる問題である。東京府は、(3)当道に属さない盲人の営業の「場」の問題と、(4)当道配下検校・勾当らの営業の「場」(同職者以外の宅での営業に分けて、(3)では、同年五月に実施した市中在住の有業盲人の実態調査に基づいて、当道に服さない盲人の存在を指摘して、惣録支配の弊害を主張している。また、(4)からは、当道配下にある検校・勾当らについても、「愆意身寄之宅」という名目で営業場所の増加を図る動きが読みとれ、江戸における当道座の総括者惣録と営業場所の拡大を図る配下検校・勾当らとの矛盾も看取できる。東京府の主張

は、内部においても外部との関係においても矛盾を抱えている当道座の「場」の所有を「無謂規則」とし、身分集団による「場」の所有否定、すなわち身分集団の基礎を掘り崩すところに踏み込んでいることが注目されよう。

Dは、府藩県の領域統治と、府藩県を越えた全国的な身分集団の矛盾を指摘するものである。(7)で具体的事例としてあげられているのは、「北海道開拓使二掛り不都合之事」と、「私二不可謂之規則ヲ立」てている実態である。後者は、座が、布告に恣意的な解釈を加え私的な規則による盲人支配を行うという、国家法と身分内法の矛盾を指摘するものであり、前者は、東京府と民部省の間で盲官廃止の議論が行われていた時期に、北海道箱館の座頭左傳之一が、東京惣録の権威によって配当を強要し地域社会との間に紛争を生じた一件を指す。この一件が東京府にも伝えられると、府は、「各所取締持場」すなわち全国的な盲人組織に依拠した自立的な盲人の動きが、府藩県の域内統治(地方官による管轄下全人民の統治)を阻害する事例として、これを厳しく批判したのである。

以上から、東京府の主張は、当道座と町のような異なる身分集団間の複合的關係を「市籍」への統合によって清算し、身分集団としての当道座組織、当道座による「場」の所有、身分内法などを否定するものであったといえよう。

府の主張は、盲人組織の廃止にまで踏み込んでいる点で、それ以前の職分による結集自体は容認するという方針の転換を示している。もちろん、それは、諸身分集団の全般的廃止の一環としての盲官廃止ではなく、あくまで、統治者の立場からみて弊害が大きいとされる一周縁的身分の否定であり、「市籍」への統合策の一環にすぎない。²⁶しかし、部分的にはあれ府が初めて身分組織自体の廃止に踏み込んだ契機として、戸籍法が一定の役割を果たしている点には注目すべきであろう(史料6(9))。それは、通説にいう戸籍法の四民平等原理の影響というよりは、戸籍法のもつ治安・取締機能によるものであった。東京府は、「取締・入籍等之事」は戸籍法により各地方官のもとでそれぞれ徹底して行われる以上、惣録以下の身分集団を廃止しても盲人取締・把握に関して差し迫った困難(窮迫)は生じないと述べている。すなわち、弱体化している盲官の統括機能と統治者にとっての「害」とを天秤にかけ、戸籍法によって取締りと身分把

握が徹底するなら、組織を解体し「害」の除去を優先すべきだという判断に至ったのである。

(3) 民部省の盲人身分に対する政策

以上のような東京府の盲官廃止意見に対して、民部省はこれを容認しなかった。なぜだろうか。

民部省は、明治四年三月東京府が盲官廃止を打ち出す直前に、盲人問題についての弁官宛何を作成している。²⁷これによれば、民部省の見解は、検校・勾当以下盲人の官名を廃止し、「総て平民ニ入籍被仰付候方ト存し候」というものであり、「身分」としての盲人を否定する一方、「雖然瞽者ハ生来之篤疾にて可憐困民ニ候間、官ニ於て撫育之方法取設ケ、厚ク世話致し遣シ度見込ニ有之」として、具体的には府下の「芸妓歌舞之類」から三味線税を徴収して盲人教育の費用に宛てる構想を打ち出した。ここでは、盲人は身分上は平民として扱おうが、救済においては「官ニ於て平等ニ割賦施与いたし」という措置が予定され、盲人を集団的に救済する政策が提起されている。民部省の三味線税構想はこれ以上具体化されることはなく、民部省は東京府および同時期に京都府からも出された盲官廃止案に対して、「書面盲官廃止之儀、可然候得共、窮迫之者生活之道并身分取締・入籍等之目的、今一応取調、精細可申立事」(史料6の東京府何への回答と回答するにとどまった。そして、廃藩置県により民部省が廃止されるまで、盲人組織そのものを否定する方針を打ち出すことはなかった。

このような民部省の姿勢は、戸籍法の趣旨とされる「今日政府ノ目的トスル所ハ、族属固有ノ門地ヲ破り、断然四民同一ノ権利ヲ与ヘシムルノ旨」(四年六月京都府との論争で民部省幹部吉井友実の出した「見込書」²⁹)という明快な方針にはそぐわないようにみえる。

次節でみる戸籍法をめぐる民部省と京都府の論争は、これまで、属地主義導人によって「四民同一」原則の確立と身分制撤廃を主張した民部省に対し、身分制に固執する京都府の姿勢を示すものと理解されてきた。³⁰しかし、盲人問題に

限ってみれば、民部省と東京府・京都府の立場は逆転している。とすると、民部省のいう「四民同一」とはどのような内実をもっていたのだろうか。次節では、周知の論争である京都府と民部省の戸籍法をめぐる議論を見直し、属地主義と身分という二つの集団編成原理が共存する戸籍法の矛盾を民部省がどこまで自覚していたか、いいかえれば、民部省の策定した戸籍法が近世身分制解体をどこまで射程に入れた法であったのかどうかを検討したい。

3 戸籍法制定の意義——民部省と京都府の論争を素材として

(1) 論争の経過

検討の前提として、「京都府史料」二二「政治部第八戸口類」³¹によって論争の展開過程をたどっておく。四月公布された戸籍法に対して、京都府は、六月九日第一回「意見書」を弁官に提出した。ちょうどそのころ関西に出張していた吉井友実民部大丞(鹿兒島)と北代正臣庶務正(高知)が、府大参事松田道之から偶然意見書の内容を聞き、大津・大阪を巡回する間に検討し、同一七日、吉井・北代の「一応見込之所」を京都府に申し入れた。この「見込書」には、「族属固有ノ門地ヲ破り、断然四民同一平均ノ権利ヲ与ヘシムル」という文言が含まれており、京都府は驚いて、同二八日、「族属固有ノ門地ヲ破り四民同一平均ノ権利ヲ与ヘシムルト云コト書面上ニアラハル、ハ今日此書ヲ始トス」という「駁議」を再度提出した。その後も京都府は政府に対し再三催促したが、民部省の新たな回答はなく、翌五年、戸籍法全面実施直前の正月五日、新たに京都府が提出した伺に対して、「定則之通処分可致」という正院指令が出され論争は収束したのである。

しかし、事実は、京都府の側で編まれた「京都府史料」の記述とは若干異なる部分があった。吉井友実と親しく、当

時大阪府大参事であった岩下方平(鹿兒島の四年五月二三日付吉井宛書簡によると、「御手紙今日相達拝見仕候、御女子御出生之由、目出度奉存候、戸籍調ニ付御出張被成度趣承知仕候」³²)とあり、すでに吉井ら民部省幹部は、戸籍法(寄留人調査)の周知督励のために関西出張を計画していたことがわかる。そこに、五月二四日、大阪・兵庫方面は暴風により「人家破壊死亡夥しい旨の報知があったため、同日吉井に「速ニ出張スベキノ旨」が命じられ、急遽翌二五日、吉井および北代が飛脚船によって出立することになったのである。吉井ら民部省幹部は、出張中に偶然京都府の見解にふれて「見込書」を与えたというよりは、はじめから京都・大阪府内および兵庫・大阪開港場の寄留人調査の督励を目的の一つとしていたと考えられよう。³⁴

以上の経過から、検討すべきは、戸籍法条文にエタ・非人を族籍として明確に書き込み、盲官制度廃止にも逡巡する民部省幹部が、なぜ同時に「四民同一平均ノ権利」の付与を強調するのかという点にある。この点を理解するために、京都府「意見書」、吉井等「見込書」、府「駁議」から、論争の内容を丁寧にみてみたい。

(2) 論争の内容

京都府の第一回「意見書」は、本令および三三則からなる戸籍法のうち、本令と一六の条項について述べられている。主な内容は、(1)族籍に依拠した行政と属地主義の關係、(2)経費および手続きの煩瑣、(3)戸籍区の構成、(4)氏子札、の四点に分けることができる。(2)、(3)は(1)から派生する問題であり、(4)は当面実施されない内容であるので、意見書の核心の(1)に絞って、京都府の意見をみてみよう。

〔史料7〕

a 族属ヲ分テ編製スル世或ハ有之、今其遺漏アルヲ以テ之ヲ不便トス、是法ノ不善ニ非ス、検査ノ不至故ト奉存候事、地ニ就テ之ヲ収ムル世未タ之ヲ行フコトヲ聞カス、其不便亦之ヲ知ル者ナシ、是法ノ善ナルニ非ス、未タ其弊

害ヲ見サル故ナリ、夫レ戸籍ノ物タル唯家居ノ隣次人員ノ出入ヲ見ル為メノミニ非ス、其用タル実ニ多シ、今若シ地ニ就テ之ヲ収メハ、家居ノ隣次ハ瞭然タリト雖トモ、其他ノ用ヲ缺クコト多シ、譬ハ管内土族ニ課スルコトアル、其籍ヲ以テ之ヲ理セントスルニ、管内毎区ノ籍ヲ集メサレハ知ル可カラス、(中略)華族社寺卒農等モ亦如此、是レ戸籍其用ヲ成サ、ル歟ト奉存候事

b 府下ニ町組アリ、組内ニ町アリ、又国ニ郡アリ、村アリ、参差自ラ分アリテ取締ノ付ナリ(第一四則貼簽)

c 何故最寄ノ区トアルヤ、其穢多非人ニモ区アルコトナリ、然レハ直ニ戸長ニ出シテハ如何哉(第三二則貼簽)

d 地ニ就テ編製セハ、十里二十里遐僻ノ村落ノ戸長ハ、其区内ノ華族ノコトニ就テモ、卒ノコトニ就テモ社人・僧侶ノコトニ就テモ、悉ク府庁ニ奔走ス、而シテ聊様子ヲ不存身分違ヒノコトナレハ、不案内ハ言ヲ不待(駁議貼簽)

e 東京ニテハ武家地ト云アリ、土族ノ住スル地ナランカ、天下ノ府藩県皆如此ニテハ非ナリ、町ハ多クハ商人名前前ノ地ナリ、然シテ華族土族卒等、是ニ住ス、(中略)新籍寄留ノ法ノ如クナレハ、京都ノ御築地内、東京ノ武家地ノ類ノ外華族土族卒皆寄留タルヲ不免ナリ、依テ族属ヲ分テ原籍ヲ編セサル可カラス(駁議貼簽)

f 京都御築地内ニ華族触頭アリ、聖護院村・岡崎村・嵯峨西岡辺ニ華族散居ス、御築地内ノ華族ハ、其触頭戸長ヲ兼ヌルトモ妨ケナシ、岡崎村其外散居ノ華族ハ、其村庄屋戸長タル可キトキハ、華族ノ籍ヲ触頭ニ尋ルト雖モ、御築地内バカリヲ知テ、村々ニ散居ノ籍ハ不知ナリ(後略)(駁議貼簽)

すべてに共通する批判の要点は、aに述べられている属地主義による戸籍編成と身分集団に依拠した行政との矛盾である。身分集団に依拠する行政が合理的であり、属地主義と身分別行政の矛盾が繰り返し指摘されているといえよう(a、b、c、d)。諸身分の混住が進んでおり、身分別行政と属地主義の両立がすでに困難になっているという東京と同様の京都の実態を前提とし(e、f)、東京府が直面していた身分別と属地主義の両立の困難を事前に予想し、これま

民ト戸籍ヲ同セザルモノ」として、エタ・非人だけは別の身分としているのだから、身分ごとの区でよいではないか」との意を込め、戸籍法の不徹底さを暗に攻撃すらしている。もちろん、「穢多非人」を「平民」と同等にすべきだといふのではなく、「参差自ラ分アリテ取締ノ付ナリ」(b)に示されるような強い身分意識のもとで、身分制を肯定する立場から述べていることはいまでもない。

では、京都府に対する民部省の督励はどのような内容だったのだろうか。史料8は、京都府意見書の核心である前記史料7—aへの反論である。

〔史料8〕³⁵

今般ノ御趣意ハ、第一戸籍ヲ改正シ政府人民ノ保護ヲ瞭ラカニスルニ在リ、族属分テ事ヲ課シ、戸口ヲ知りテ者ヲ達スル等ハ、第二、第三ノ事トス、夫族属ヲ分テ編製スル世或ハ雖有之、今日開化ノ主トスル所ニアラス、今日政府ノ目的トスル所ハ、族属固有ノ門地ヲ破リ、断然四民同一平均ノ權利ヲ与ヘシムルノ旨意也、是レ其海内一般地

ニ就テ編製シ、村里郡市ノ間、士族卒平民上下族属ヲ分チ、数区多岐ノ制ヲ為サ、ル所以ノ大綱也(以下省略)

右の議論は、戸籍法の趣旨「保護」の対象となる人民を明らかにするという政府にとっての必要性を述べたうえで、そのような政策を採る政府の目的「四民同一平均ノ權利」、すなわち人民にとっての政策意義を示し、戸籍法趣旨の徹底を指示するという構成となっている。

このような論理構成による戸籍の意義の強調は、戸籍法前文(明治四年『法令全書』太政官第一七〇)に明記されているばかりでなく、戸籍法公布以前、明治二年三月行政官の「無籍処分方達」(明治二年『法令全書』第三三三)においてすでに明瞭に示されていた。³⁶史料8「見込書」が戸籍法前文や明治二年三月行政官達と唯一異なるのは、統治される側のメリツトとして、「四民同一平均ノ權利」という理念を明示する点である。民部省はこの理念と、身分集団への依拠をどのように整合的に理解していたのだろうか。

(3) 戸籍区設置の意義

そもそも、戸籍行政においてのみ身分(Ⅱ空間)を越える属地主義が要請されたのは、全空間を「しらみつぶし」に調査する以外には、公家、諸藩士、草莽らを取締る方法がないという政府の判断による。民部大丞吉井らが、京都・大阪に出張して寄留人調査を督励し、抵抗する京都府に対して異例の全面批判を行っていることからわかるように、三府開港場における属地主義(地ニ就テ)に基づく寄留人調査は、譲ることのできない緊急課題であった。すなわち、吉井らにとって、「四民同一」とは、なによりも戸籍編成上の属地主義実施を可能にする理念であったといえよう。強硬な姿勢をとる京都府の説得に際して人民の側のメリツトを強調する観点から、「四民同一」を「四民同一平均ノ權利」付与にまで敷衍し拡大解釈を施したにせよ、その意図は、戸籍編成の枠内で身分を越えた属地主義を導入するレベルにとどまっていたと思われる。なぜなら、戸籍以外の一般的な行政においては、みてきたとおり、身分集団への依拠が前提とされているからである。

しかし、京都府がいうように、このような属地主義は、同一空間における身分的混住が進んでいけばいほど、身分別行政との齟齬が大きい。そのため民部省は、特定の行政課題に限って行政の枠組みを組み替える方法、すなわち新たな戸籍区の設置を規定した。それゆえに戸籍区は、武士地、寺社地、町人地、百姓地を組み込んで編成する、それまでとまったく性格の異なる新たな行政区として創設された。たしかに、都市以外の身分構成の比較的単一な地域においては、戸籍区は従来の近世村と同一の区画、あるいは村々の連合合併や分離分割の結果のごとく現象する。それが旧来の地域的秩序と合致する場合もあれば、ズレが生じることもあろう。しかし、戸籍区設置の原初的な政策意義は、諸身分の共在する都市を含む全国土において、住民把握という限定された課題を、身分集団とその居住空間にとらわれずに遂行するための新たな区画である点に求められるのではないだろうか。

近世後期から明治初年においては、組合村のごとく、一定の政策課題に対応してさまざまな行政区画が設定されており、「身分を越える」という一点を除いては、このような重層的な行政区画の存在は特異なことではない。支配の側からみてもありふれた選択肢の一つであった。³⁷

しかし、第1節でみたように、身分別行政と身分を越えた属地主義的行政の共在が原理的に困難であり、本格的な戸籍編成のまえの寄留人調査というごく限られた課題すら遂行できないことは、実践を通じて急速に明らかになっていった。こうして、触頭をはじめとする身分集団に依拠した行政全般の克服が統治上の現実的課題として自覚されはじめた。それは、武士の帰商農や賤民の抜擢解放など身分的部分的な移動や廃止ではなく、統治の枠組みとしての身分制の全般的廃止を意味しており、同時に、身分集団に依拠する近世的統治の最終的な解体を意味するものであった。廃藩置県は、このような身分集団の全般的廃止が緊急の現実的課題となりつつあった明治四年七月一四日に断行される。強力な権力基盤を確立した政府は、八月には賤民廃止令を布告してエタ・非人を、続いて一〇月には六十六部、普化宗、一月には神事舞太夫、乞胸、盲人などを市籍に統合し、周縁諸身分の法的廃止を完了した。そして、最後に、触頭廃止―すなわち領主階級の編成組織解体に至るのである。それは、近世身分制社会のもっとも基本的な階級関係である封建領主―農民関係における、領主側の編成組織の解体であった。

おわりに

戸籍法は、直接的には反政府勢力の取締りと治安維持実現のために全人民の把握を目的として導入された法であり、ここでは、帰属する身分にかかわらず属地主義に基づき調査・編成が不可欠とされた。そのため新たな制度として、戸籍区が導入され区戸長が設置されたが、戸籍編成以外の行政は、「華・士・卒籍」「市籍」「弾支配籍」という、職

分とは切り離され再編された身分制に依拠して実施されており、戸籍法はそれを否定するものではなかった。すなわち、戸籍法は、属地主義による身分を越えた行政と身分制に依拠した行政の共在を前提とした法であった。

しかし、戸籍法の最初の実践である寄留人調査と鑑札交付事業とを通じて、右のような二つの集団編成原理の矛盾が顕在化し、人民統治における属地主義と身分制への依拠の両立が困難であることは急速に明らかになっていった。この段階(明治四年七月)で、民部省も東京府も、触頭、中添年寄、弾直樹らの統括する身分集団に依拠した行政自体の克服―身分制の全般的解体を、現実的課題として自覚していく。すなわち、戸籍法について、制定当初から全般的な身分制解体を射程に入れたものと評価することはできないが、法の部分的実践を通して、その射程は大きく変更されていくといえよう。

右の結論は、身分制の解体が地租改正、徴兵、宗教政策など、他の諸政策との関係で促進されていくことを否定するものではない。しかし、その実現なしにはそれらの諸政策の実践は不可能であること、その意味で身分制の全般的廃止が緊急の課題であることを個々の官吏のレベルを超えて維新政府が認識するきっかけは、戸籍法(寄留人調査)実施の経験にあった。そして、それは、廃藩置県による権力の集中によって現実化したのである。

明治三年九月から翌四年七月まで、中弁江藤新平は、太政官制度局民法会議を主宰し、そこで、箕作麟祥翻訳のフランス民法典をもとに「民法決議」を編纂した。同会議には、福羽美静(神祇官少佐)、水本成美(刑部省)などの国学者、儒学者や、神田孝平(衆議院判官)、杉浦讓(民部権正)、洪沢栄一(大蔵少丞)ら旧幕臣など多彩なメンバーが参加していたが、箕作の訳した「民権」の語が「開闢以来夢想シ得サル所ノ事」としてセンセーションを巻き起こしたという。³⁸ 該期はまさに欧米近代社会の原理が訳語の創出を伴いつつ紹介されたはじめた時期であり、右のエピソードからも、個々の官吏がそれらの理念をどう理解したのか、その内実には大きな幅があったことが想定されよう。しかし、戸籍法にみる「四民同一」の観念は、それらの維新官僚の諸理念(平等観念を含む)とはやや異なる、統治のあり方というレベルにおいて必

- 1 「太政類典」一一七九保民戸籍二一一では四月五日、明治四年「法令全書」太政官第一七〇(布告)では、四月四日とされる。
- 2 福島正夫「日本資本主義と「家」制度」(東京大学出版会、一九六七年一一四頁)鈴木良「日本近代史研究における部落問題の位置」(『歴史評論』三六八、一九八〇年)も通説的見地に立つが、賤民制研究の立場から戸籍法の重要性を指摘した点は卓見であろう。筆者は、身分に依拠した統治の枠組み自体の廃止を重視しており、戸籍法や地租改正など個別の政策を身分制廃止の要因とする見解は採らないが、戸籍法が身分制解体の不可避を自覚する最初の契機であったことは重要な事実である。
- 3 ①「士族帰商農・戸籍制度・解放令」(明治維新期の社会編成に関する一考察)、「近代日本の社会史的分析」部落問題研究所、一九八九年、所収)②「近代地方権力と「国民」の形成—明治初年の「公論」を中心に—」(『歴史学研究』六三八、一九九二年)。
- 4 奥村注3①論文、一一八頁。
- 5 宮地正人「幕末維新期の社会的政治史研究」(岩波書店、一九九九年三〇一頁)。
- 6 東京の町地の地番設定は、明治二年五月の市中町屋敷沽券状改正時に実施(『東京市史稿』市街篇五〇、七五八頁)。寄留人調査の段階では、武士地には地番はない。
- 7 605.D2.7。なお同史料によれば、鑑札には流入と東京府から他地への旅行・寄留者への二種があり、御用達三河屋清兵衛に二五万枚(代金一二五〇両)を昼夜兼行で準備させている。
- 8 朱引内四区設置にあたっては、それまでの五十番組(朱引内)のうち荒廃部分をそのまま朱引外としたり、一つの番組を朱引内・外に分割する例もあることが明らかにされている(中元幸二「明治四年朱引内四十四区制について」『東京都公文書館研究紀要』四号、二〇〇二年)。
- 9 戸籍法では、区(「戸籍編成の単位」)の長を戸長・副としており、戸籍掛は同法の規定どおりに身分にかかわらず区の長をすべて「戸長」と表記して起案したが、北嶋大参事・西岡権大参事が裁可に際して「士族」の「戸長」はすべて「士族区長」に名称を変更させている。中添年寄と士族区長は、調所で「同心協力」し「合体」③④条して同一業務に携わるとされているが、名目上、中添年寄と同等の扱いを避けた配慮であろう。「区戸長何受取留」によれば、寄留人調査の実施段階で、士族区長・副は「仮区長」「仮副区長」に呼び変えられている。
- 10 中元注8論文の表2。ほかに、東京都公文書館蔵「御用留戸籍掛」(605.C3.1)参照。
- 11 牛米努「東京府における大区小区制の形成と展開」(『地方史研究』二四六、一九九三年)七〇頁。
- 12 牛米注11論文、七〇頁。
- 13 戸籍掛は、明治三年二月段階では、権大属二名、権少属二名の旧幕臣四名で構成されていたが、戸籍法公布後、四月に権大属一名(佐賀藩)、出仕二名(福井藩、彦根藩)が増員、五月には権典事一名(鹿児島藩)、寄留人調査の概要が固まった六月九日に出仕二名(旧幕臣)、同一日に等外一等戸籍掛出仕二名(旧幕臣)、同史生二名(旧幕臣と名古屋藩)、同二〇日以降に、権大属一名(山口藩)、等外一等戸籍掛序掌三名(旧幕臣)がさらに追加されており、職務の増大に対する対処が窺える。しかし、出身構成からみて、東京府下の地域事情に詳しい者ばかりではなかった(東京都公文書館蔵「明治三年職員録」(634.B3.2))。
- 14 東京都公文書館蔵明治四年「政府建白何願録」(605.D8.6)。
- 15 ただし、この史料のなかでは、「法度制令之布告」、「訴願何届等」および「土地・人員・戸数之三ツに關係之事件」を除く「士卒身分上之事」は否定されておらず、身分の全般的廃止方針には至っていない。
- 16 明治二年八月の東京府戸籍編製法の「他所人來住名録」を指す。
- 17 「府治類纂」一七地輿(634.A4.17)三十八。
- 18 「府治類纂」一七地輿六十四。
- 19 「明治四年順立帳」二二(632.C1.1)。
- 20 広域にわたる独自の身分集団である神事舞太夫と梓神子について、東京府は、神事舞太夫の名称を「舞太夫頭」に、「梓神子」は「梓女」と変更するよう指示し、「舞夫支配ノ儀ハ是迄ノ通東京住居之輩而已配下ト可相心得」と達した(引用は福島正夫編『家』制度の研究』資料編三「明治前期東京府戸籍法令集」一〇三、一〇六、一〇七による)。すなわち、職分にかかわる広域支配は否定したが、東京府管轄域内の舞太夫・梓神子の職分に基づく結集と支配は認められた。一方、舞太夫・梓神子の身分については、明治三年一〇月七日付で、武士地町地住居を問わずすべて「市籍」に加入させた。これは、盲人同様、身分支配上の「華・士・卒籍」「市籍」「弾支配籍」への再編の一環であり、東京府の盲人集団に対する施策と同様、職分に基づく集団自体は容認するが、それと身分とを分離して対処するという東京府の方針をみる事ができる。近世における神事舞太夫・梓神子について

は、間瀬久美子「被差別集団と朝廷・幕府」(『天皇と王権を考える』第七卷「ジェンダーと差別」岩波書店、二〇〇二年)、高埜利彦「近世国家における家職と權威」(同「近世日本の国家権力と宗教」東京大学出版会、一九八九年)参照。

21 『東京市史稿』市街篇五一、九〇五頁。
22 加藤康昭『日本盲人社史研究』第二編第三章「明治維新と盲人仲間の解体」(未來社、一九七四年)。本章は、加藤氏の研究に多くを負っている。そのさい、加藤氏が「維新政府の志向する封建的諸制度の解体、中央集権化の路線」と評価する東京府、民部省の政策動向について、それを明治初年の身分政策を経た結果新たに顕在化してくる路線とみて具体的に分析する。以下、本章の引用史料の大部分は右著によるものであるが、東京府関係については、東京都公文書館蔵「明治四年順立帳」二十三を参照した。

23 『東京市史稿』市街篇五一、九〇六頁。加藤前掲著、四六一頁。「明治四年順立帳」二十三。

24 加藤前掲著、四六三頁。「明治四年順立帳」二十三。

25 加藤前掲著、四六五頁。「明治四年順立帳」二十三。

26 東京府の見解が、全面的な身分廃止ではなく部分的なものに留まっていたことは、同時期に、府が弾直樹を通じて、配下非人組織による非人廻船再興やシベリア悪性伝染病対策としての斃獣類処理を企図していることをみれば、明らかである(『明治四年順立帳』二十、明治四年順立帳「四十」)。

27 加藤注22著、四六五頁。

28 「明治四年順立帳」一、二十三。

29 『家』制度「一」戸籍立法関係資料。

30 福島注2著、一一六頁。

31 『家』制度「一」戸籍立法関係資料。

32 宮内庁書陵部蔵「吉井伯爵家書簡」四。

33 宮内庁書陵部蔵「三峰日記」。

34 六月に書かれた吉井らの「見込書」について、奥村氏は、戸籍法から一步踏み込んだ新たな原理(「四民同一平均ノ権利」)を示すものであり、族籍と身分の一致を原則とした戸籍法が、「見込書」によって、族籍間の平等をうたう「社会編成の質的転換」

に至るとい見解を示しているが(奥村前掲注3①論文)、首肯しにくい。出張の事情をみる限り、出張途中で民部省幹部の戸籍法解釈が変わるとは考えられないからである。

35 『家』制度「一」戸籍立法関係資料。
本書七六頁参照。

36 旧前橋藩領「川島組」において、五年四月段階で、入間県当局が「御布令其外之御用概ね名主組頭二閥ル所ニ而、戸長副之掌

ル所ハ固より戸籍を主務ニ相心得可申(入間県)という指示を発しているように、一般行政区と戸籍区は空間的に一致してなお別個のものとして捉えられている事例などを参照(松澤裕作『大区小区制』の形成過程』『歴史学研究』七七二、二〇〇三年)。

38 石井良助『民法決議 解題』(『明治文化全集』第三卷「法律篇」、日本評論社、一九六八年)。

補論 丹羽邦男氏の『地租改正の起源——開明官僚の形成』について

本書序論でふれた丹羽邦男氏の『地租改正の起源』は、開明派官僚の形成を軸に戸籍政策から地租改正までの展開を考察した作品であり、分析対象として戸籍法と身分思想が中心に取り上げられている。本書と時期的にも内容的にも重なる部分が多く、かつ筆者の見解と異なる部分も含まれるため、主として戸籍法と開明官僚への評価を中心に同書を検討しておく。

丹羽氏は、筆者が第二、三章で取り上げた東京府戸籍法案とほぼ同時期に作成された明治二年二月の民部省戸籍編製規則案(『家』制度「一」戸籍立法関係資料」四頁、以下規則案と記す)と、洪沢の回想でふれられている原文の伝来していない明治三年「身分解放」布告案とを詳細に検討され、以下のように結論づけている(二四二—二四三頁)。

二年民部省戸籍編製規則案の基底に流れている封建的主従関係の否定と賤民廃止の二つの観念の、明白な表明というべきものが、改正掛草案の「身分解放」布告案であったとすることができよう。(中略)これは、新政府が、政策の基本理念として、王民としての四民平等をはじめて宣明することを意味した。しかし、当時の政情下では編製規則案の実施すら、とくに藩領地において困難であり、まして四民平等の宣明が、政府内外から強い反発を招くのは必至であった。政府によるこのような基本理念の表明は、廃藩置県成功をまたねばならなかった。

以下、規則案および「身分解放」布告案が全体としてどのような構想のもとにあったのかを明らかにしたうえで、丹羽氏の右

の評価を検討しよう。

① 民部省戸籍編製規則における身分構造

改正掛による民部省戸籍法案は、「自由」といった語を含む短い前文に続いて、「戸籍編製例目」(二五カ条)、「華士族編製規則」、「平民族籍其外編製規則」および両者の雛形からなっている。最初の「戸籍編製例目」二五カ条をみてみよう。ここでは、対象となる人民を、華族・士族・平民と「神職僧尼其外右三等外ノ者」に区分している(「戸籍編製例目」五項目)。ここでいう「右三等外ノ者」とは、「神職僧尼及び穢多非人の徒附属ある村町ハ、其莊屋年寄支配して、其村町戸籍の末へ加へし」(「平民族籍其外編製規則」三項目)という規定からも、「神職僧尼」らの宗教者と「穢多非人」を指していると考えられ、それらはすべて村・町の平民に附属する者として扱うことが定められている。すなわち同法案は、華族・士族、平民、其外(宗教者と賤民)という身分構造を前提に組み立てられているといえよう。そのうえで、実際の戸籍編成にあたっては、四区分ごとに編成するのではなく、華族・士族と平民・其外の二種にこれを区分して編成するとされる(雛形も同形式)。

平民については、村・町ともに「伍組」単位に戸籍を作成し、「伍組」の集合としての一村・一町の戸籍簿を作成することとし、村・町とは別個の身分集団を形成していた宗教者と穢多・非人(「右三等外之者」)は、平民と同じ記載形式(「本村町戸籍ノ末江同体ニシテ」とされる)。

② 戸籍の種類

民部省戸籍編製規則における戸籍の種類は、天保改革による人別帳(天保人別帳)および京都府戸籍仕法・東京府戸籍編製法と同じである。すなわち、戸籍を「真人別」と「仮人別」に分け、さらに「仮人別」を「隸侍奴婢」と「来住人」とに区別するが、「隸侍奴婢」は、東京府編製法でいえば「奉公人名録」、「来住人」は「他処人來住名録」の登録者に相当する。さらにさかのぼって、天保人別帳と比較すると、「隸侍奴婢」は「召仕」、「本人別帳」、「仮人別帳」にまたがって登録される)に、「来住人」は「同居人」、「店持出居衆」に相当するといえよう(第三章、図3・2参照)。

以上①②から、同法案による戸籍とは、戸籍編成の技術という点では、江戸幕府以来の方式にのっとり作成されるものであったが、編成の対象については、近世とは異なり、皇親以外のすべての人民を華・士・平・その他の四つに区分し、さらにそれを前二者と後二者の二つに括って編成するものであった。支配身分である華・士族はその身分組織(「何支配何列・組」)に依拠して編成し、被支配身分については、村・町という基幹の身分集団に他の諸身分(宗教者や穢多・非人など独自の身分集団を形

成していたもの)を統合して編成する方法を採っている。したがって、近世身分制の解体という視点からみれば、華族やエタ・非人が編成対象に組み込まれていない東京府戸籍編製法・東京府士籍法の段階から、身分の整理・統合を進めたものとみることができよう。しかし、戸籍把握の手段としての身分集団への依拠というスタンスそのものは変わっていない。すなわち、同規則案においても、再編された身分制の枠内での身分別行政という枠組みは維持されているのである。

以上のような規則案の内容をふまえて、丹羽氏の議論をみてみたい。同氏は、同規則案の冒頭にある民部省伺(案)の、「従来之譜代家来依然として其旧ニ依り候而は、今日之御政体ニ照し、無此上御不体裁」という部分を引き、従来の領主的主従関係が消滅したという点を強調し、規則案には明白な表明はないが、背景には、「天皇の下で華士族平民ともすべて平等であるとする、一種の『四民平等』思想が根底にある」と推定する(一三七頁)。そして、それを明示するのが、『青淵先生伝初稿』第七章所収の、次の記述にみる布告案(「身分解放令」案)だとする。

大体戸籍法の調査を了し、又穢多非人烟亡等の称を排して平民の籍に編入すべき事、君臣主従の關係あるもの、主家に於て生殺の権を有するが如きは陋習の甚しきものなれば、天下一般平民に帰せる以上、心得違なきやうにすべき事等の布告案をも起草せり

右からは、洪沢の「天下一般平民」すなわち天皇を中心とする一君万民の考え方が明確に窺える。しかし、天皇をすべての人民の上におくという思想と、人民内部の身分制あるいは人民統治上の身分の枠組みは、必ず対立するものとはいえない。布告案そのものは存在しないため確言はできないが、ここではむしろ、一君万民である以上、生殺与奪の権を主君が握る主従関係のような身分集団内部の自律的な側面を黙視できないという点が強調されているのではないだろうか。エタ・非人らの賤民集団が同様に自律的な側面をもつ組織を形成していることも、当時にあつては周知のことである。右の「初稿」からは、このような諸身分集団の一定の自律的性格が新政府の統一的統治の阻害要因であり、近代国家にとって「無此上御不体裁」な「陋習」であるという認識を読みとるべきであろう。武士身分内部の主従関係とエタ・非人身分の問題がセットで言及されるのも、そこに理由があると思われる。

丹羽氏の開明派による四民平等思想の強調は、史料解釈にも起因する。たとえば、氏は、「戸籍編成例目」の冒頭に「各地方官實際從事ノ間、拘留束縛人民ノ自由ヲ妨グルノ処置アルベカラズ」とある点を開明的な理念の表現として高く評価している(一三七頁)。たしかに、洋行経験者を含む改正掛らしく表現は新しいものの、内容的には、戸籍取調べの期間も他出を制限しない

という意味であって、明治二年三月における東京府の人物調べにおいて、「家族之内旅行致居可立戻分ハ書裁置、旅行中と申下ケ札印付可申」(東京都公文書館蔵「市中御改正御用留」(604.A3.14)とすること、実質的な差異はないのである。逆に、規則案は「伍組」を強制しそれに依拠しているが、東京府戸籍編製法においては、「伍組」のような集団内の組織化はむしろ排除されている。また同氏は、改正掛が、養老典を平民賤民の区別なく施行するよう命じた点を開明性の発露として高く評価しているが、エタ・非人への褒賞は寛政期の「官刻孝義録」以来みられるところである(菅野則子校訂『官刻孝義録』東京堂出版、一九九九年)。これらを勘案すれば、同規則案を、本質的に四民平等の精神に基づくとまで評価できるかどうかは、さらに検討を要するのではないだろうか。

また、丹羽氏は、実施が「とくに藩領地において困難」だった理由を同法の開明性に求め、府県に比して封建的な「当時の藩政下の人民支配体制」(一三六頁)に問題があったとする。しかし、多様な身分の共存する都市―その最大のもは東京である―においてこそ身分制廃止は大きな困難を伴っていた。

本章では、複雑に形成された近世的諸身分のもつ公的・政治的性格を前提とする統治体制が、維新後、身分集団の整序・単純化と自律性の剝奪という身分制再編期(移行期)を経て、最後に身分制自体の否定に至る過程をみてきた。筆者は、開明派官僚の旧幕期以来の実務的力量や進歩性を否定するものではないが、進歩派主導の明治維新という構図のなかで、身分制の廃止が平等思想の展開によって実現していくというやや牧歌的な見方は、維新政府の直面した近世的身分のもつ政治的性格の克服という課題を過小評価し、移行期の特質を見落としてしまうという結果を招くのではないだろうか。筆者は、丹羽氏が守旧派と評する吉井友実民部大丞が、京都府による身分制存続の主張と対決し断固として説論するところに、この時期の政権にとっての四民平等(「四民同一」)の意味があると考ええる。

なお、丹羽氏の見解は、賤民廃止令と地租改正の関連を重視する上杉聰氏(『明治維新と賤民廃止令』解放出版社、一九九〇年)の研究をふまえたものであり、近年東京における地租改正事業の展開を明らかにした滝島功氏(『都市と地租改正』吉川弘文館、二〇〇三年)もこのような理解を継承している。これらの、近世的な身分―土地(空間)関係の解体と賤民制の関係というもう一つの問題群を身分制解体過程のなかで位置づけるには、さらに実証的検討が必要であり、今後の課題としたい。

第三部 幕末維新期における町人地社会の構造

第一部 幕末維新期の人別・戸籍政策の展開

第二章 明治初年の東京府における戸籍政策

——東京府戸籍編製法・戸籍書法の制定・施行をめぐる——

第三章 東京府戸籍編製法と町人地社会——人別帳・戸籍簿の類型をふまえて—— 88

第二部 近世身分制の解体と武士社会 121

第四章 明治初年の士族触頭制と下級武士社会——元代官手附本多元治「身分留」を素材に—— 123

第五章 武士身分と士籍法 162

1	戸籍編成と土地の身分的性格	164
2	戸籍政策の担当機関と武士地管轄機関	169
3	東京府内士籍法の構造と東京府の武士地一円支配	178
4	東京府内士籍法と府兵制	185
	おわりに	196

第六章 近世身分制の解体と戸籍法

はじめに

204

1 寄留人調査と鑑札交付

206

2 身分的周縁と戸籍法

216

3 戸籍法制定の意義——民部省と京都府の論争を素材として

223

おわりに

228

補論 丹羽邦男氏の『地租改正の起源——開明官僚の形成』について

233

第三部 幕末維新时期における町人地社会の構造

第七章 江戸町人地社会の構造と床商人地代上納運動

——神田柳原床店地の事例から

239

はじめに

239

1 明治二年柳原土手通り床店地域の構造

241

2 床商人地代上納運動の展開

268

おわりに

276

第八章 近世後期江戸における町人の家とジェンダー——土地所持と家業経営の視点から

283

はじめに

283

1 近世後期江戸における女性の土地所持の実態

284

2 金沢家における「奥」と表

297

3 町人身分とジェンダー

313

おわりに

318

結論 明治維新と近世身分制の解体

325

あとがき

331

初出一覧

333

付録——索引

横山 百合子 よこやま ゆりこ

1956年に生まれる

1979年、東京大学文学部国史学科卒業

2003年、東京大学大学院人文社会系研究科博士課程単位取得退学、博士(文学、東京大学)

現在 東京都公文書館史料編纂係(非常勤)、山梨県立女子短期大学講師(非常勤)

主要論文

「明治維新と近世身分制の解体」(歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座』7
近世の解体、東京大学出版会、2005年)

山川歴史モノグラフ8 めいじ いしん きんせい み ぶんせい かいたい 明治維新と近世身分制の解体

2005年10月30日 第1版第1刷印刷 2005年11月10日 第1版第1刷発行

著者 横山百合子

発行者 野澤伸平

発行所 株式会社 山川出版社

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-13-13

電話 03(3293)8131(営業) 03(3293)8134(編集)

http://www.yamakawa.co.jp 振替 00120-9-43993

印刷所 新富印刷株式会社

製本所 株式会社 関山製本社

装幀 菊地信義

© 2005 Printed in Japan

ISBN 4-634-52342-6

・造本には十分注意しておりますが、万一、落丁・乱丁などがございましたら、
小社営業部宛にお送りください。送料小社負担にてお取り替えいたします。
・定価はカバーに表示してあります。

人名索引

● あ

青山小三郎(貞) 174, 175, 193
朝尾直弘 7, 9
愛宕通旭 197, 206
阿部遠江守 33
石井良助 5
石川チヨ(千代) 287-289
伊勢屋又八 255, 256
伊藤博文 191
乾宏巳 284
井上治左衛門 170
岩下方平 224
岩淵令治 50
牛米努 64
うつの宮内匠 309
江藤新平 65, 79, 171, 229
大木喬任(民平) 64, 65, 77, 83, 107, 108,
165, 172, 174, 182, 191, 193, 275
大口勇次郎 16, 17
大久保主水 309
大久保利通 191
大久保与七郎 185
大島屋善兵衛 265
大竹秀男 4, 6
大津彦松 174
大藤修 90
大村益次郎 174, 191, 192
奥村弘 15, 204
尾張屋(鈴木)嘉兵衛 259, 261, 262, 265

● か

柿沢権七 293, 294
片倉比佐子 293, 294
勝安房 192
加藤康昭 218
金沢英之輔 295
金沢財次郎 295, 302
金沢三右衛門(栄寿軒) 292, 295, 298, 302,
313, 317, 318
金沢三右衛門(覚院, 増田三右衛門)
290, 292
金沢三右衛門(自適齋) 293, 308-310
金沢三右衛門(晴覚院, 吉太郎) 293, 295,
297, 300, 302, 304, 317
金沢三右衛門(宝龍院, 財助) 292, 293,
295

金沢三右衛門(明了軒, 丹叟) 295
金沢せい(称応院) 295
金沢丹後 284, 292, 297, 311, 316-318
金沢なを 298, 300, 301, 305, 307, 310, 312
金沢みや 292, 293, 313, 317, 318
金沢れん 290, 293, 309
川村純忠 192
神田孝平 229
北島時之助(秀朝) 107, 108, 171, 193, 208,
209
北代正臣 223
北原糸子 13, 64, 175
吉兵衛 271, 273
楠見ムメ(うめ) 109, 110, 287, 288
久能木久左衛門 80
熊井保 127
熊井理左衛門 316
黒田清隆 192
小池万寿藏 146
小林信也 239, 240, 257, 266, 281, 282
小宮山綏介 13

● さ

斎藤修 6, 117
左傳之一 221
鮫島誠藏(尚信) 172, 174, 175, 193
小夜路 310-312
洪沢栄一 12, 229
島喜一郎 51
下山三郎 66, 67, 77
新見吉治 5, 126
杉浦譲 12, 229
匝瑳郷助 185

● た

高木昭作 7
多喜川檢校 218
滝路 312
瀧田喜太郎 140
田中彰 5
谷村栄五郎 51
樽三右衛門 169
弾直樹 209, 213, 218, 229
千田稔 191
塚田孝 8, 16
辻彦三郎 145, 151, 152, 195, 212, 213